

岡山県公報		発行 岡山県	
目次	担当課（室）		
【告示】 ○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定に係る事項の変更 ○ 保安林の指定 ○ 保安林の指定予定 ○ 〃 【公告】 ○ 土地改良事業計画の変更認可申請の縦覧 ○ 県営土地改良事業の換地処分 【選挙管理委員会】 ○ 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数	健康推進課 治山課 〃 〃 耕地課 〃 選挙管理委員会		
			目次
			担当課（室）

◎岡山県告示第三百五十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十四条の規定により次のとおり変更の届出を受理した。

平成二十八年六月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定に係る事項を変更した医療機関

名 称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
独立行政法人労働者健康福祉機構吉備 高原医療リハビリテーションセンター	医療機関の名称	独立行政法人労働者健康福祉機 構吉備高原医療リハビリテーシ ョンセンター	独立行政法人労働者健康安全機構 吉備高原医療リハビリテーシ ョンセンター	平成二十八年四月一日

◎岡山県告示第三百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成二十八年六月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林の所在場所

岡山市南区彦崎字明石三二四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び岡山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第三百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

平成二十八年六月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

勝田郡奈義町西原字西細田七一五の三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び奈義町役場に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第三百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

平成二十八年六月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

勝田郡奈義町西原字東細田奥七四三の一から七四三の四まで、字ヌクガ途七四四、字倉内屋敷八一二

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び奈義町役場に備え置いて縦覧に供する。）

〔二三七〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により申請のあった土地改良事業計画の変更について、同条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に岡山県美作県民局長に申し出ることができる。

平成二十八年六月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請者

勝英土地改良区

二 地区名

勝田郡奈義町柿

〃 〃 頓地

津山市原

美作市余野

〃 西町

〃 御門南

〃 河内

〃 美久津

〃 向原

〃 馬形

〃 宗掛

勝田郡勝央町神五郎

〃 〃 下町川西

〃 〃 下町川東

〃 〃 高根

〃 〃 河原

〃 〃 大鳴

〃 〃 中石生

〃 〃 河原五部

平成 2 8 年 6 月 1 4 日 岡山県公報 第 1 1 7 9 5 号

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	美作市田殿	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		
奥大谷	明見	中尾西	中尾東	上相	下香山	四ノ谷	広山		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		
									為本	畑屋	岡黒土	植月中	下村	平広	田中	鳥羽野	高屋	植月東	下石生	上香山	芝尾	豊下	曾井	美野南	豊西	豊中	美野立石	美野北	豊上

平成28年6月14日 岡山県公報 第11795号

三 縦覧に供する書類

計画変更を必要とする理由書

土地改良区定款

事業変更計画書

四 縦覧の期間

平成28年6月14日から同年7月5日まで

五 縦覧の場所

岡山県美作県民局農林水産事業部

〔二三八〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行つた。

平成二十八年六月十四日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 地区名

美作地区 第5工区 中尾団地

二 換地処分年月日

平成二十八年五月三十日

◎岡山県選管告示第三十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十八年六月十四日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡 本 研 吾

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三一、二四九
- 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）（地方自治法第八十条第一項に規定する場合を除く。） 二九五、三〇一
- 三 地方自治法第八十条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区	数	選挙区	数
岡山市北区・加賀郡	八一、八四三	高梁市	九、〇五九

総 社 市	井 原 市 ・ 小 田 郡	笠 岡 市	玉 野 市	勝 津 山 市 ・ 田 苦 田 郡 ・ 郡	倉 敷 市 ・ 都 窪 郡	岡 山 市 南 区	岡 山 市 東 区	岡 山 市 中 区
一 八 、 〇 五 七	一 五 、 七 五 七	一 四 、 二 九 七	一 七 、 四 〇 〇	三 六 、 四 一 七	一 三 一 、 五 六 二	四 五 、 二 七 五	二 六 、 〇 三 二	三 八 、 六 六 〇
	久 米 郡	浅 口 市 ・ 浅 口 郡	美 作 市 ・ 英 田 郡	真 庭 市 ・ 真 庭 郡	赤 磐 市	瀬 戸 内 市	備 前 市 ・ 和 気 郡	新 見 市
	五 、 七 一 九	一 二 、 八 四 四	八 、 六 二 五	一 三 、 五 〇 五	一 二 、 一 一 三	一 〇 、 五 一 一	一 四 、 三 四 三	八 、 七 八 八